

町民税・県民税兼国民健康保険税の申告について

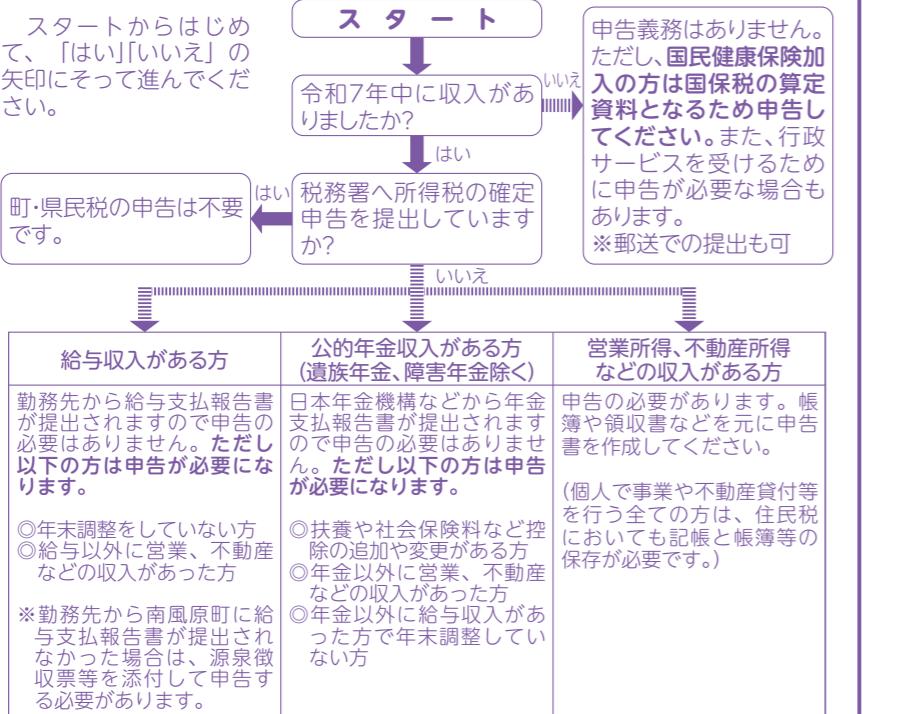
あなたの令和8年度町民税・県民税および国民健康保険税(加入者のみ)を算定するために、令和7年1月1日～令和7年12月31日までの収入等の金額や扶養親族人数などについて申告書に記入し申告期限(3月16日)までに提出してください。

※この申告書は、昨年度も申告された方、昨年中に勤務先を退職された方、国民健康保険の加入者などに送付しています。実際に申告が必要か下記にてご確認ください。

●申告期限までに申告がない場合

申告を行わなかった場合、様々な行政サービス(所得証明書の発行・国民健康保険税の軽減措置や国民年金保険料の免除申請・就学援助・保育園の入園・授業料免除・児童手当・児童扶養手当・公営住宅の入居・各種手当での受給等)を受ける際に、不利益をこうむる場合があります。

わたしは、町民税・県民税の申告をする必要があるのでしょうか?



上記フローチャートは一般的な例を示しています。

不明な点は南風原町税務課住民税班(889-4413)お問い合わせ下さい。

以下に該当する方は税務署にて確定申告が必要です。

- 事業(営業、農業、不動産)所得1年目の申告
- 住宅借入金等特別控除の申告
- 青色申告
- 土地・建物の譲渡所得の申告
- 亡くなられた方の申告(準確定申告)
- 暗号資産所得の申告
- 損失申告(株式の線越損失など)
- その他、高度な判断を要する申告
- 分離所得(配当、土地、株式等の譲渡、先物取引など)の申告

詳しくは税務署へお問い合わせください。

那覇税務署☎(098)867-3101

税務署の確定申告会場

申告会場は、「浦添市産業振興センター・結の街」です。

簡単な所得税の還付申告について

○昨年中の所得が給与・公的年金のみの簡単な所得税の還付申告については申告期間中のみ町民税・県民税申告会場でも受付いたします。

●還付申告に必要なもの

- ・(給与または公的年金の)源泉徴収票
- ・各種所得控除の証明となるもの
- ・通帳またはキャッシュカードなど還付先となる口座番号がわかるもの(本人名義の口座に限ります。)

●郵送による申告について

前年中(R7.1.1～R7.12.31)「収入のない方」や「収入・経費に関する証明書類・控除に関する領収書等の必要書類を添付出来る方」は、郵送受付可能です。申告書に必要事項を記入し、申告に必要なもの(源泉徴収票、各種控除証明書等)を同封し、南風原町税務課まで郵送してください。

※事業収入・不動産収入のある方は申告書「7事業所得」または「8不動産所得」の項目に記入するか、収支内訳書を作成し同封してください(領収書等は同封せず、ご自身で5年間保管してください。後日確認させていただくことがあります)。

※郵送された書類は原則返却しませんので、証明書等は写しを同封してください。

※記入不備・必要書類不足の場合は受付できず、返送することがあります。

※電話番号は必ず記入してください。

※所得税の確定申告書は、税務署へ提出してください。

令和8年度申告の手引き

申告書(左面)の記入例

(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの内容)

令和8年度 町民税・県民税兼国民健康保険税 申告書

(令和7年1月1日～令和7年12月31日までの所得)

※期限内の申告をお願いします。

届出人 □ 本 理人 □ その 他 □ マイナ ンバー カード □ 運転免 許証	現住所 南風原町字兼城686番地	1月1日現在 の住所 南風原町字兼城686番地																																																													
フリガナ ハエバル タロウ	生年月日 昭和30. 8. 1	南風原町長 殿																																																													
氏名 南風原 太郎	電話番号 000-0000	年月日 提出																																																													
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	切り離さないでください。																																																														
代理人の 委任を受けた者 の住所	氏名	続柄	電話																																																												
1 収入がなかつた人の記入欄 (該当箇所を ☑ チェック)																																																															
<input type="checkbox"/> 下記の人から扶養または援助を受けていた 住所 氏名 続柄																																																															
<input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害年金 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> を受給していた																																																															
4 所得から差し引かれる金額に関する事項																																																															
<table border="1"> <tr> <td>社会保険料の種類</td> <td>支払った保険料の額</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険・後期高齢者医療保険</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>介護保険</td> <td></td> </tr> <tr> <td>源泉のとおり</td> <td>108,600</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>108,600</td> </tr> <tr> <td>新生命保険料の計</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料の計</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料の計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震保険料の計</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,438,000</td> </tr> </table>				社会保険料の種類	支払った保険料の額	国民健康保険・後期高齢者医療保険	円	介護保険		源泉のとおり	108,600	合計	108,600	新生命保険料の計	15,000	新個人年金保険料の計	70,000	介護医療保険料の計		地震保険料の計	3,000	合計	9,438,000																																								
社会保険料の種類	支払った保険料の額																																																														
国民健康保険・後期高齢者医療保険	円																																																														
介護保険																																																															
源泉のとおり	108,600																																																														
合計	108,600																																																														
新生命保険料の計	15,000																																																														
新個人年金保険料の計	70,000																																																														
介護医療保険料の計																																																															
地震保険料の計	3,000																																																														
合計	9,438,000																																																														
<table border="1"> <tr> <td>事業</td> <td>農業</td> <td>2</td> <td>9,438,000</td> </tr> <tr> <td>不動産</td> <td>商業</td> <td>2</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>利子</td> <td>工業</td> <td>2</td> <td>2,400,000</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>専從</td> <td>2</td> <td>1,385,465</td> </tr> <tr> <td>給与</td> <td>公的年金等</td> <td>2</td> <td>1,814,350</td> </tr> <tr> <td>金額等</td> <td>事業</td> <td>2</td> <td>100,600</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>農業</td> <td>2</td> <td>1,600,000</td> </tr> <tr> <td>扶養親族</td> <td>商業</td> <td>2</td> <td>285,465</td> </tr> <tr> <td>所得</td> <td>専從</td> <td>2</td> <td>3,800,415</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>公的年金等</td> <td>2</td> <td>108,600</td> </tr> <tr> <td>所得から差し引かれる金額</td> <td>事業</td> <td>2</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>農業</td> <td>2</td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>支払った医療費等</td> <td>商業</td> <td>2</td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>医療費控除</td> <td>専從</td> <td>2</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>公的年金等</td> <td>2</td> <td>1,705,100</td> </tr> </table>				事業	農業	2	9,438,000	不動産	商業	2	120,000	利子	工業	2	2,400,000	配当	専從	2	1,385,465	給与	公的年金等	2	1,814,350	金額等	事業	2	100,600	A	農業	2	1,600,000	扶養親族	商業	2	285,465	所得	専從	2	3,800,415	5	公的年金等	2	108,600	所得から差し引かれる金額	事業	2	1,500	合計	農業	2	0,000	支払った医療費等	商業	2	0,000	医療費控除	専從	2	20,000	合計	公的年金等	2	1,705,100
事業	農業	2	9,438,000																																																												
不動産	商業	2	120,000																																																												
利子	工業	2	2,400,000																																																												
配当	専從	2	1,385,465																																																												
給与	公的年金等	2	1,814,350																																																												
金額等	事業	2	100,600																																																												
A	農業	2	1,600,000																																																												
扶養親族	商業	2	285,465																																																												
所得	専從	2	3,800,415																																																												
5	公的年金等	2	108,600																																																												
所得から差し引かれる金額	事業	2	1,500																																																												
合計	農業	2	0,000																																																												
支払った医療費等	商業	2	0,000																																																												
医療費控除	専從	2	20,000																																																												
合計	公的年金等	2	1,705,100																																																												

各種控除について

次の項目は所得から差し引くことのできる大切なものです。控除証明書等により確認しますので、必ず持参して下さい。

○雑損控除……災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた方。(損害金額-保険金などで補填される金額)-(総所得金額×10%)又は(災害関連支出金額-5万円)のいずれか多い方の金額。

○医療費控除……医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)

※セルフメディケーション税制を選択する場合

特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)

○社会保険料控除……国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金、介護保険料などを支払った方。支払った保険料が全額控除対象となります。

○生命保険料控除……生命保険料・個人年金保険料や介護医療保険料を支払った方

旧制度(一般・個人年金それぞれに適用)	新制度(一般・個人年金・介護医療それぞれに適用)
15,000円まで……全額	12,000円まで……全額
15,000円超～40,000円まで……保険料×1/2+7,500円	12,000円超～32,000円まで……保険料×1/2+6,000円
40,000円超～70,000円まで……保険料×1/4+17,500円	32,000円超～56,000円まで……保険料×1/4+14,000円
70,000円を超える場合……35,000円(限度額)	56,000円を超える場合……28,000円(限度額)
※一般・個人年金あわせて70,000円が限度。	※一般・個人年金・介護医療あわせて70,000円が限度。

○地震保険料控除……地震保険料や(旧)長期損害保険料を支払った方

地震保険料の控除額	(旧)長期損害保険料の控除額
支払保険料×1/2(限度額25,000円)	5,000円まで……全額
	5,000円～15,000円まで……保険料×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合……10,000円(限度額)

本人の控除について

○基礎控除……合計所得金額によって、基礎控除が変わります。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円以下	2,450万円超～2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除	43万円	29万円	15万円	0円

○ひとり親控除……婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が58万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)

○寡婦控除……合計所得が500万円以下の方で、夫と死別後婚姻していない方、又は、夫と死別又は離婚後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有する方

※住民票の続柄に「夫(見届)」、「妻(見届)」と記載がある方は対象外

ひとり親 30万円 寡婦 26万円

○勤労学生……大学・高校又は一定の専修学校などの学生が生徒で、合計所得金額が85万円以下であり、その所得金額のうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の方

勤労学生 26万円

○障害者とは……身体障害手帳や療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方特別障害(身体1級、2級 療育A1、A2 精神1級)普通障害(左記以外の等級)

普通障害 26万円 特別障害 30万円 同居特別障害 53万円

※障害者控除は扶養親族が16歳未満の場合においても適用されます。

扶養控除について

○配偶者控除……あなたの合計所得金額が1,000万円以下で生計を一にしている妻または夫(内縁関係は含まない)の前年中の合計所得が58万円以下(事業専従者を除く)の場合は配偶者控除を受けられます。配偶者の年齢が70歳以上の場合には、老人控除対象配偶者となります。

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額
900万円以下	900万円超～950万円以下
58万円以下	950万円超～1,000万円以下
老人控除対象配偶者	1,000万円超

○配偶者特別控除……合計所得が1,000万円以下の申告者が生計を一にする妻または夫(内縁関係は含まない)を有する場合、その妻または夫の前年中の所得が58万円を超える133万円以下の場合は配偶者特別控除が受けられます。

納税者本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	控除額
900万円以下	58万円以下	11万円
33万円	33万円	22万円
老人控除対象配偶者	38万円	13万円

</div

収入について

昨年中の収入について、次の要領に従いお書きください。

なお、収入とは必要経費を引く前の売上金額のことで、給与収入の場合は、必要経費とみなされる給与所得控除前の金額です。

申告の際には、**収入・支出がわかる書類（源泉徴収票、帳簿、領収書等）**をお持ち下さい。

○**営業収入があった人**（営業等所得）…………… 7 にお書き下さい
販売業、製造業、飲食業、建設業、サービス業、医師、弁護士、作家、外交員などの営業による収入

売上（収入）金額－総経費＝営業所得

○**農業収入があった人**（農業所得）…………… 7 にお書き下さい
農作物の生産、家畜の飼育などによる収入
売上金額－生産のためにかかった必要経費（餌代、肥料など）＝農業所得

○**不動産収入があった人**（不動産所得）…………… 8 にお書き下さい
地代、家賃、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料などによる収入
収入金額－必要経費＝不動産所得

○**雑収入があった方**（雑所得）……………公的年金以外は10にお書き下さい。
・**公的年金等**（国民年金、厚生年金、恩給、企業年金等）※源泉徴収票を添付
・**業務** 原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した副収入による所得
・**その他**（公的年金等、業務以外）個人年金保険、互助年金など、上記以外の収入
※業務、その他の場合は、支払証明書を添付し、収入と経費をお書き下さい。

○**一時的な収入があった人**（一時所得）…………… 13 申告書裏面にお書き下さい
賞金、懸賞当選金、競輪競馬の払戻金、生命保険の満期払戻金などによる収入
収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得

○**給与収入があった方**（給与所得）
勤務先から支給される給料、俸給、賃金、賞与等の収入
・勤務先から源泉徴収票や給与支払証明書を交付してもらいたい添付して下さい。
・証明書等の無い方は、雇用主から「9 給与証明欄」へ収入を証明してもらって下さい。
※日雇い労務の場合でも給与証明が必要です。必ず日当額等の証明をもらったうえで申告してください。

給与所得の計算方法

給与等の収入金額(A)	給与所得金額
650,999円まで	0円
651,000円～1,899,999円	(A)−65万円
1,900,000円～3,599,999円	(A)÷4(千円未満切り捨て) (B)×2.8−8万円
3,600,000円～6,599,999円	= (B) (B)×3.2−44万円
6,600,000円～8,499,999円	(A)×90%−110万円
8,500,000円以上	(A)−195万円

○所得金額調整控除について

次に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1)給与等の収入金額が850万円を超える、次のアからウのいずれかに該当する場合
ア 本人が特別障害者に該当する イ 年齢23歳未満の扶養親族がいる
ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合1,000万円) − 850万円) × 10%

(2)給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除 = (給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)) − 10万円

※(1)に該当する場合は、申告書裏面14に記入してください。

申告書(右面)の記入例

(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの内容)

7 事業(営業・農業等)所得に関する事項(1月1日～12月31日まで)					
所在地	南風原町字兼城○○番地				
名 称	○△そば屋				
業種名	飲食店(食堂)				
科 目	金額(円)				
売上(収入)金額	A 9,438,000				
税 金	イ				
家 事 消 費	ウ				
そ の 他 の 収 入	エ				
地 代 ・ 家 賃	241,850				
小計(ア+イ+エ)	A 9,438,000				
期首商品棚卸高	オ 36,200				
仕入金額・原価	カ 2,980,300				
小計(オ+カ)	キ 3,016,500				
期末商品棚卸高	ク 28,600				
差引原価(キー)	ケ 2,987,900				
種 苗 費					
肥 料 ・ 飼 料 費					
農 具 費					
農 草 衛 生 費					
資 材					
委 託 料					
総 経 費 (ケ + ク)	B 7,123,650				
専 従 者 控 除 額	C 500,000				
所 得 金 額 (A - B - C)	①② 1,814,350				
8 不動産所得のある人					
収支計算書(令和7年1月1日～令和7年12月31日まで)					
種類	件数	月 額	月 数	年 額	必要経費
家 賃	2			120,000	給料・賃金 減価償却費
地 代	2				地 代
駐車場					借入金利子
権利金					租 税 公 課
更新料					19,400
					損害保険料
					修 繕 費
不動産収入の合計	A	120,000			
物件の名称					
支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等					
南風原町字照屋△△					
支払者の控除額	C				
専従者控除額	C				
合計額A-B-C	③ 100,600				
9 給与証明欄(令和7年1月1日～令和7年12月31日)					
雇用主の発行する源泉徴収票や給与証明書等の無い方は、下記へ雇用主から月別の収入を証明してもらって下さい。なお、勤務先が一定でない場合は日給及び勤務日数を記入して下さい。					
月 日給	日数	月 額	月 日給	日数	月 額
1 10,000	20	200,000	9 10,000	20	200,000
2 10,000	20	200,000	10 10,000	20	200,000
3 10,000	20	200,000	11 10,000	20	200,000
4 10,000	20	200,000	12 10,000	20	200,000
5 10,000	20	200,000			
6 10,000	20	200,000			
7 10,000	20	200,000			
8 10,000	20	200,000			
法人番号又は所在地	南風原町字兼城○○○	代表者	南風原一郎		
事業所名	(有) 南風原商店	支店名	支店名	電話番号	000-0000
雇用主から証明がもらえる(自己記入)場合の署名欄	上記のとおり、正に収入があったことを申告します。 氏名				

※裏面へ

特定親族特別控除について

19歳以上23歳未満かつ合計所得が58万超123万以下の親族等を有する方は「特定親族特別控除」が受けられます。

親族等の合計所得金額 (給与収入のみの場合の収入金額)	特定親族特別控除額 住民税
58万円超85万円以下 (123万円超150万円以下)	45万円
85万円超90万円以下 (150万円超155万円以下)	45万円
90万円超95万円以下 (155万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円

事業所得・不動産所得等がある方の記帳・帳簿保存について

農業・営業等の事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、平成26年1月から、帳簿書類を備え付け、記帳し保存することが義務化されています。

記帳する内容……売上などの収入金額、仕入れやその他必要経費に関する事項

帳簿等の保存年限 { 収入金額や必要経費を記載した帳簿 (法定調査) → 7年 }

{ その他の帳簿書類 (請求書、納品書、領収書など) → 5年 }

※税務署の収支内訳書に記入して、提出してもかまいません。

専従者控除について

生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、令和7年中に6ヶ月を超える期間、その事業等にもっぱら従事している場合、その従事している親族(事業専従者)1名につき、下記のいずれか少ない金額を控除することができます。

①50万円(配偶者の場合は86万円)

②(事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (事業専従者の数+1)

※専従者控除を受けた方は、扶養親族には該当しません。

細かい計算を必要とする下記の所得については税務署へお問い合わせ下さい

○利子所得 (公社債や預貯金の利子。申告の必要があるのは源泉分離課税されない国外の銀行に預けた預貯金の利子など)

○配当所得 (株式・出資金等の配当金)

○総合譲渡所得 (資産のうち、自動車や機械用具などの譲渡による収入)

○分離譲渡所得 (資産のうち、土地、建物、株式などの譲渡による収入)

那霸税務署 電話 098-867-3101

○収入がなかった方……1の該当する箇所を記入して下さい。
扶養されていた方は、扶養している人の「氏名」「続柄」「住所」を記入して下さい。

申告期限 令和8年3月16日(月)

※申告の受付場所、日時等は広報はえばる2月号またはホームページで確認して下さい。

申告についてのお問い合わせは

南風原町 税務課 住民税班

電話 098-889-4413